

墨田区議会委員会の傍聴取扱い要綱(昭和51年7月12日51墨議発第186号)

の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(傍聴) 第2条〔略〕 2 委員会室内において、傍聴人は、 <u>飲食</u> (水分補給は除く。)をしてはならない。	〔同左〕 第2条〔略〕 〔新設〕

付 則

この要綱は、令和2年11月19日から適用する。